

※給与支払報告書(総括表含む)は「A5」サイズにてご提出ください。また、個人別明細書は1人につき1枚提出すればよいこととなりました。

[ 給与支払報告書(個人明細書) の記入要領 ]

ここでは給与支払報告書(個人別明細書)の記入において、特に注意していただきたい箇所を中心に記載しています。詳細な記入方法については、国税庁ホームページ等をご確認ください。

種別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	8 512 000	② 6 560 800	3 220 000	0
配偶者控除	380 000	1	1	1
扶養親族控除	120 000	120	50	0
住宅借入金等特別控除	300 000			
基礎控除				⑨ 240 000
調整控除				⑩ 500
合計				
前職(株)宮山高会 (R4.3.31 退職)	支払額 1,200,000円	社会保険料 200,000円	源泉徴収税額 40,000円	⑤
番号	(1) 寒川 美紗 (年少)			
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額 350,000円	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額 90,000円	新個人年金保険料の金額
旧個人年金保険料の金額	120,000円			
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数 1	居住開始年月日(1回目) H30年5月11日	住宅借入金等特別控除区分(1回目) 特(特)⑥	住宅借入金等年率残高(1回目) 30,000,000円
住宅借入金等特別控除可能額	300,000円	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年率残高(2回目)
(源泉・特別)控除対象配偶者	氏名 ③ 寒川 文子	区分	国民年金保険料等の金額 200,000円	旧長期障害保険料の金額
個人番号	5 1 5 1 5 1 0 0 0 0 9 8	配偶者の合計所得	基礎控除の額 ⑨	所得金額調整控除額 1,200 ②
控除対象扶養親族	氏名 ⑦ 寒川 京子	区分	氏名 ⑦ 寒川 達也	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
個人番号	9 1 5 1 0 1 0 0 5 8 9 8		個人番号 2 1 6 1 4 3 0 7 7 5 9 8	
氏名 ⑦ 寒川 石蔵	区分	氏名 寒川 雅也	区分	
個人番号 7 7 7 7 1 1 1 1 0 0 0		個人番号 5 1 5 1 2 1 6 6 4 0 9 8		
氏名	区分	氏名 寒川 真優	区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
個人番号		個人番号 7 1 7 1 5 2 6 5 0 0 9 8		⑧
氏名	区分	氏名 寒川 太一	区分	(1) 125698650015
個人番号		個人番号 2 1 8 9 5 1 0 0 0 1 1 1		
中途就・退職	受給者生年月日			
就職 退職 年 月 日	元号 年 月 日			
○ 4 4 1	昭和 40 5 1			
個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称		
5 1 0 0 0 5 0 1 1 1	神奈川県高座郡寒川町宮山165番地	株式会社 寒川設計		
		(電話) 0467-74-1111		

記入欄	注意事項
①	給与の支払いを受ける方の個人番号を記入してください。
②	所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除金額を控除した後の給与所得金額を記入してください。(所得金額調整控除額も忘れずに記入してください)
③	配偶者控除を適用する場合には、該当する欄に「○」、配偶者控除の額、配偶者の氏名・カナ氏名・個人番号を記入してください。 ※配偶者が老人に該当する場合には、老人欄にも「○」を記入してください。 また、配偶者特別控除を適用する場合には、「有」、「従有」、「老人」の欄に○をせずに、配偶者(特別)控除の額、配偶者の合計所得金額、配偶者の氏名・カナ氏名・個人番号を記入してください。
④	16歳未満の扶養親族の年齢等については、ご確認をお願いします。(令和4年12月31日時点で16歳未満の方が対象になります)
⑤	・前職分を含めて年末調整を行った場合には、前職の支払者、退職年月日、支払金額、社保金額、源泉徴収税額を必ず記入してください。(記入例をご参照ください。) ・同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入(例「氏名(同配)」)し、さらに非居住者である場合には、氏名の後に「(非居住者)」と記入してください。 ・5人目以降の控除対象扶養親族又は5人目以降の16歳未満の扶養親族は、氏名及び対応する扶養区分の名称を記入してください。また、氏名の前にはカッコ書きで数字を付し、下段⑧の欄で記載する個人番号との対応関係が分かるように記入してください。 (例:5人目の16歳未満の扶養親族の場合→「(1)氏名(年少)」) ・普通徴収対象者の方は、必ず「普通徴収」である旨を記入し、普通徴収切替理由書の符号を記入してください。(記入例:普通徴収A、普A 等) ・所得金額調整控除(23歳未満の扶養親族を有するとした場合)を適用し、かつ下段⑦の控除対象扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)がない場合は、その対象となる扶養親族の氏名及びその旨を記入してください。 記入例:氏名(調整) ※所得金額調整控除の適用については、通常の扶養控除とは異なり、一人の対象者に対して、複数人の適用が認められています。
⑥	年末調整の際に、住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、住宅借入金等特別控除の額、適用数、居住開始年月日、控除区分等を記入してください。また、記入例のとおり、所得税にて控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合は、住宅借入金等特別控除可能額も記入してください。 控除区分については、一般住宅(増改築等を含む)の場合は「住」、認定住宅の場合は「認」、特定増改築等の場合は、「増」と記入してください。 上記控除区分に加え、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築が、「特定取得(※1)」に該当する場合は、「(特)」を、「特別特定取得(※2)」に該当する場合には、「(特特)」を、「特別特別特例取得(※3)」に該当する場合は「(特特特)」を併記してください。 (例:一般住宅の特定取得の場合は、「住(特)」)
⑦	特定取得(※1)……………住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます 特別特定取得(※2)……………住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。 特別特別特例取得(※3)……………特別特定取得に係る契約が①居住用家屋の新築の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間、②中古住宅の購入等の場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間に締結されているもので、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の新築等をいいます。 なお、適用する住宅借入金等特別控除が2つある場合は、その住宅の取得等ごとに控除区分、居住開始年月日等を記入してください。
⑧	控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名(フリガナ)・個人番号を記入してください。また、控除対象配偶者が非居住者の場合は、区分の欄に「○」を記入してください。
⑨	「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の各欄には、個人番号の前に「(摘要)」の欄で氏名の前に記入したカッコ書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記入した氏名等との対応関係がわかるようにしてください。 (例:⑤の摘要欄に「(1)氏名(区分)」,⑧に「(1)125698650015」)
⑩	基礎控除額が48万円である場合(合計所得金額2,400万円以下)は、記載不要です。
	支払者の個人番号又は法人番号を右詰めで記入してください。

(適要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。